

# 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

## 届出の手引き

鹿 沼 市

令和7年10月1日

# 目 次

○ 小規模特定事業の届出をされる皆様へ	1
1 用語の定義	2
2 届出の受付場所、3 届出の方法	3
4 本条例における届出制度の概要	4～5
5 小規模特定事業届出書類作成に係る確認事項	6
小規模特定事業届出時必要書類一覧	7
6 各届出書等の記載要領	
(1) 小規模特定事業届（様式第1号）	8～9
(2) 小規模特定事業（一時堆積事業）届（様式第3号）	10～11
(3) 小規模特定事業変更届（様式第5号）	12
(4) 小規模特定事業軽微変更届（様式第6号）	13
(5) 小規模特定事業承継届（様式第18号）	13
(6) 土砂等搬入届（様式第7号）	14～15
土砂等発生元証明書（様式第8号）	
検査試料採取調書（様式第9号）	
(7) 土砂等管理台帳（様式第10号）	15
(8) 土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第11号）	16
(9) 小規模特定事業状況報告書（様式第12号）	16
(10) 小規模特定事業（一時堆積）状況報告書（様式第13号）	16
(11) 小規模特定事業水質検査等報告書（様式第14号）	17
(12) 小規模特定事業完了届（様式第16号）	17
(13) 6ヵ月・3ヵ月ごとの水質・地質検査について	17
参考①（現場責任者選任書：例）	18
参考②（車両表示：例）	19
条例・施行規則対照表	20～33
土砂等の安全基準（規則別表）	63～66
申請書等の様式	38～61
参考 別紙中「搬入土砂等の区分」について	62～63
参考 発生土利用基準について	64～71
条例第10条第1項第3号の運用について	72～73
一時堆積場からの小規模特定事業場への土砂等の搬入について	74

## 小規模特定事業の届出をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することや有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止することを目的として、栃木県で平成10年12月25日に公布され、本市では500㎡以上3,000㎡未満を対象とした条例を平成11年9月1日から施行しました。

平成24年4月1日には栃木県土砂条例の適用除外を受け、3,000㎡以上の埋立てについても鹿沼市が許認可を行ってきました。

近年では、県内市町による栃木県外で発生した土砂や改良土の搬入禁止の広がりを受け、鹿沼市内にこれらの土砂が流入することを防ぐため、令和5年10月1日に県外土砂及び改良土の使用禁止などの改正を行いました。

このような中、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が令和7年4月1日から栃木県で運用開始されるに当たり、本市土砂条例を改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いいたします。

### 《令和7年4月1日一部改正の主な内容》

- 1 許可制から届出制への移行
- 2 盛土高や法面角度などの構造基準の規制の廃止
- 3 県外土砂及び改良土の使用禁止の廃止
- 4 周辺住民等への説明義務の廃止
- 5 事業区域3,000㎡以上の取扱いの廃止  
(3,000㎡以上については、栃木県 県西環境森林事務所へ移管)
- 6 改良土の使用禁止に係る土砂等搬入時の水素イオン濃度（pH）測定の新規の廃止

### 《注 意 点》

- 1 土砂条例の届出を行う前に、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の許可が必要かどうか、栃木県担当課に必ず確認を行ってください。
- 2 盛土規制法の許可を得た事業であっても、土砂条例の届出は必要となります。

届出先 事業区域 500㎡～3,000㎡未満 鹿沼市 環境課

事業区域 3,000㎡以上 栃木県 県西環境森林事務所

## 1 用語の定義

この手引きで使用している用語の定義は次のとおりです。

### (1) 「土砂条例」

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

### (2) 「規則」

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

### (3) 「土砂等」

ア 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。

ウ 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土砂等については、搬入することは認めません。

### (4) 「埋立て等」

ア 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為

イ 路盤材として使用される砕石や砂利又はRC材のみで行う埋立て等は対象外

### (5) 「土砂等の埋立て等に供する区域」

宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域（埋立て、盛土等を行う区域）。

### (6) 「小規模特定事業」

ア 土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から土砂等を搬入して盛土・埋立てを行う事業で、面積が500㎡～3,000㎡未満であるもの。

イ 事業区域面積が500㎡未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋立てに着手する日前3年以内に埋立て等が行われまたは行われているときは、その面積の合計が500㎡以上になるものも届出の対象となります。

### (7) 「小規模一時堆積事業」

小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業

## 2 届出の受付場所

担当課	郵便番号・住所	電話番号・FAX番号・メールアドレス
鹿沼市 環境部 環境課 環境保全係	〒322-0045 鹿沼市上殿町695-7	TEL 0289-65-1064 FAX 0289-65-5766 MAIL kankyo@city.kanuma.lg.jp

## 3 届出の方法

### 提出書類

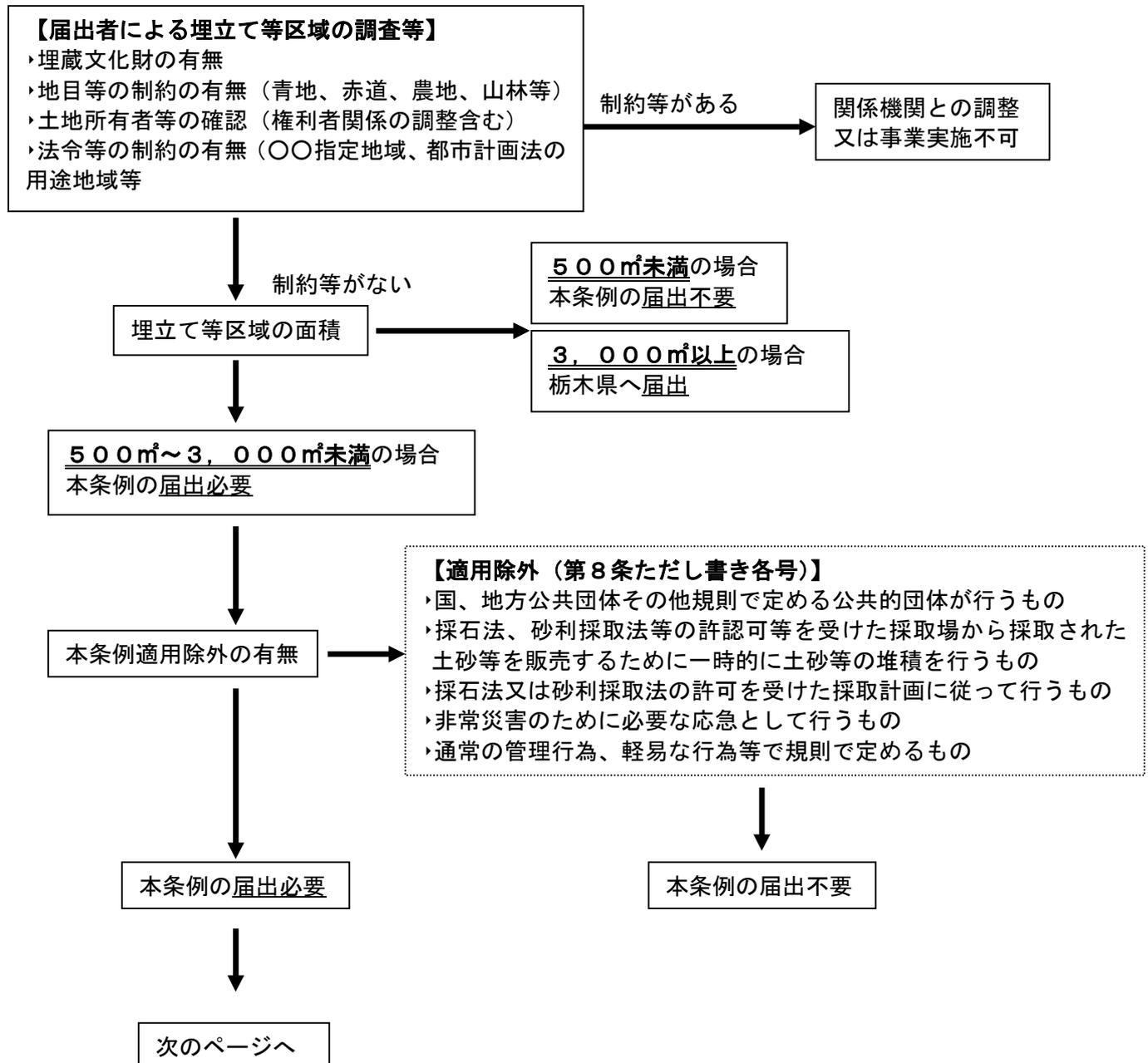
- (1) 届出書及び添付書類は、フラットファイル又はファイルケース等で製本してください。
- (2) 届出書及び添付書類は、必要書類一覧に従い短縮した項目名でインデックスをつけてください。
- (3) 正副2部（副本は複写でも可とし、届出後返還します。）

#### 4 本条例における届出制度の概要

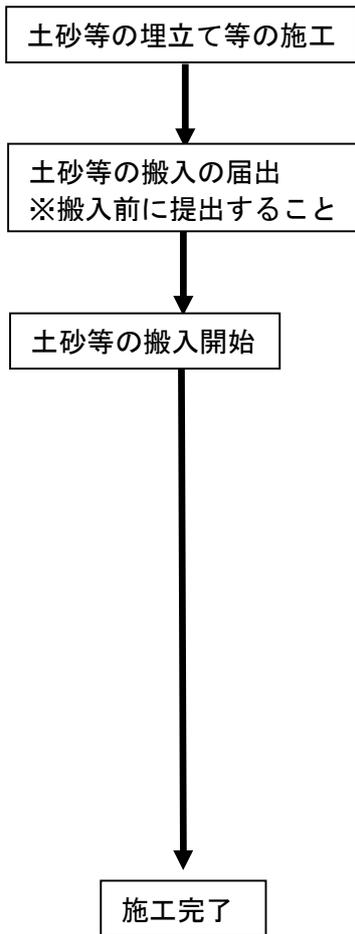
本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、届出を行う必要があります。

届出から事業終了までの流れを以下に示しました。

##### (1) 小規模特定事業の届出を行うまで



**(2) 小規模特定事業施工中の届出等**



**【施工時の義務】**

- ① 土砂等の搬入の届出（第10条） ※搬入前に提出すること  
⇒採取場所ごと、かつ5,000㎡までごとに土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付
- ② 土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（第11条）  
⇒採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する。  
6ヵ月（一時堆積事業は3ヵ月）ごとに当該6ヵ月を経過した日から2週間以内（完了時はその届出時）
- ③ 水質検査等の実施及び結果報告（第12条）  
⇒6ヵ月（一時堆積事業は3ヵ月）ごとに当該6ヵ月を経過した日から2週間以内に報告
- ④ 関係書類の縦覧（第13条）
- ⑤ 標識の掲示等（第14条）
- ⑥ 土砂等の搬入車両（第15条）（規則第17条）

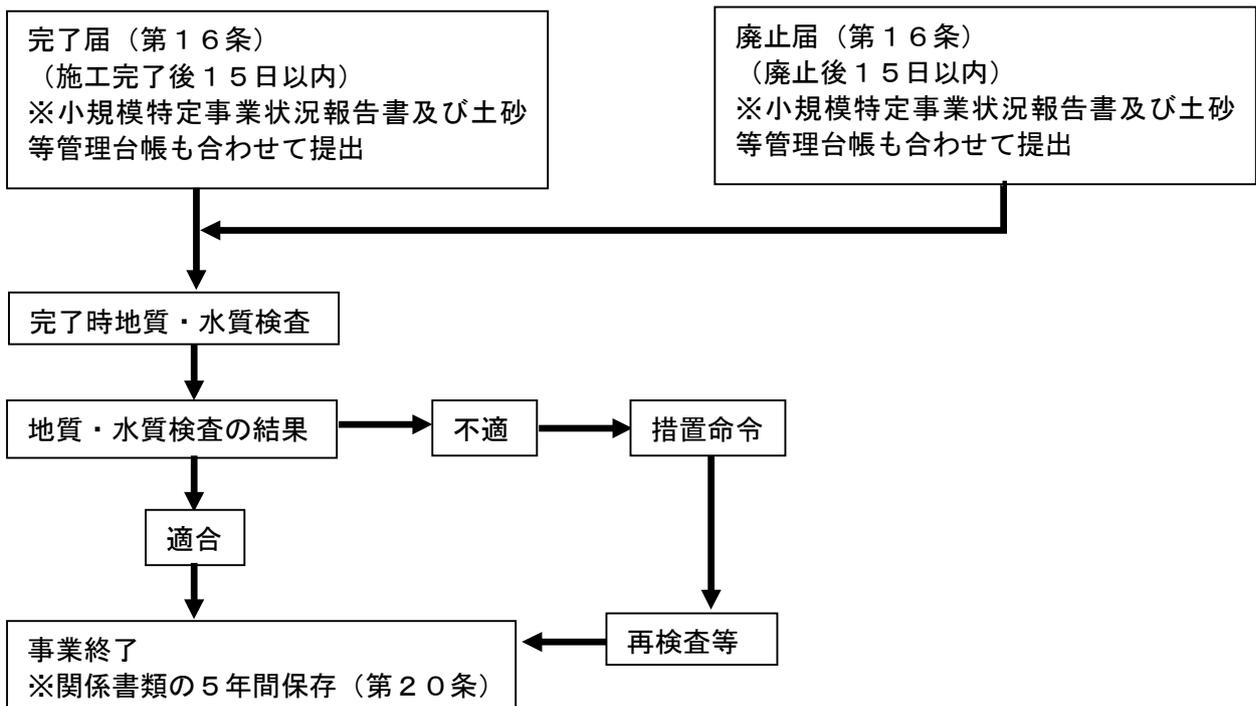
**【必要に応じて提出】**

- ①届出事項の変更届出（第9条）
- ②完了又は廃止の届出（第16条）
- ③承継の届出（第17条）

**(3) 小規模特定事業完了時**

**【施工完了した時】**

**【事業廃止する時】**



## 5 小規模特定事業届出書類作成に係る確認事項

### 小規模特定事業を実施する方への留意事項

#### (1) 他法令等による規制の確認

小規模特定事業を行う場合には、事業区域について、他法令等による規制の有無を十分に確認し、必要な手続きを行うこと。

○下記以外の法令等であっても、許認可等が必要なものは全て届出前に許認可等を得ること。

主な法令名・地目	確認すべき事項	所管課
文化財保護法	埋蔵文化財の有無	教育委員会事務局文化課
道路法	青地や赤道等の確認	都市建設部維持課 栃木県 鹿沼土木事務所
	搬入経路で市道を使用する場合	都市建設部維持課
農地	農地転用（一時転用を含む）の手続き	農業委員会事務局
山林	隣地開発、伐採届等の手続き	経済部林政課 栃木県 県西環境森林事務所
大気汚染防止法	粉じん発生施設の確認 (1,000㎡以上の一時堆積事業のみ)	栃木県 県西環境森林事務所
土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質変更	栃木県 県西環境森林事務所
都市計画法	開発行為の確認など	都市建設部都市計画課
宅地造成及び特定盛土等規制法	一定規模以上の盛土及び切土の許可申請手続きなど	栃木県 都市政策課 盛土安全推進班

#### (2) 事業者の責務

- ア 土壌汚染の防止に必要な措置を講じること。
- イ 小規模特定事業により、苦情又は紛争が生じたときは責任をもって解決に当たること。
- ウ 土砂等を排出する者は、土砂等の汚染状態を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めること。
- エ 土砂等を運搬する者は、土砂等の汚染状態を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めること。

#### (3) 土砂の形状

土砂等に該当するか疑義が生じた場合は、必ず土砂条例担当課へ連絡して判断を仰ぐこと。

- ア 路盤材として使用される碎石、砂利、RC材などは、この条例の対象外。
- イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。
- ウ 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌については、搬入することは認めない。

#### (4) 小規模特定事業届出時必要書類一覧

届出書・添付書類	様式等	小規模 特定 事業	一時 堆積 事業	備考
1 委任状（委任内容を明確にすること）	無し	○	○	
2 小規模特定事業届（様式第1号）	有り	○		
3 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（様式第3号）	有り		○	
4 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画（別紙）	有り	○	○	
5 届出者の個人番号カード等の写し（法人の場合は登記事項証明書）	無し	○	○	
6 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図	無し	○	○	
7 小規模特定事業場の求積図	無し	○	○	
8 実測平面図（※一時堆積の場合は土砂等堆積最大）	無し	○	○	
9 実測縦断図（※一時堆積の場合は土砂等堆積最大）	無し	○	○	
10 実測横断図（※一時堆積の場合は土砂等堆積最大）	無し	○	○	
11 小規模特定事業場の土地登記事項証明書	無し	○	○	
12 小規模特定事業場の公図の写し	無し	○	○	
13 使用土砂等予定量計算書（※一時堆積の場合は土砂等堆積最大）	無し	○	○	
14 周辺地域環境保全の措置（様式第2号）	有り	○	○	
15 現況写真（全景及び4方向以上）	無し	○	○	
16 関係許認可等の許可証の写し	無し	○	○	
17 現場責任者選任書（参考①）	有り	○	○	

「※」 必要に応じて添付

## 6 各届出書等の記載要領

### (1) 小規模特定事業届（様式第1号）

#### ア 届出書記載注意事項

届出の対象となるのは、500㎡～3,000㎡未満の事業です。  
3,000㎡以上の事業については、栃木県へ届け出てください。

#### (7) 小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可能）。

#### (イ) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。

#### (ウ) 現場管理責任者の氏名

施行規則第21条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を、参考④の様式を参考に任ずること。

#### (エ) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

- a 土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。
- b 各土砂等の採取場所からの予定量の合計に合致すること。

#### (オ) 小規模特定事業の施工期間

- a 小規模特定事業を行う期間を記載すること。
- b 小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等の許可証の写しを添付すること。  
この場合、土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。

#### (カ) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

事業の前後の構造が判別できる1/500程度の断面図とし、盛土が最大になる位置及び盛土厚並びにのり面勾配を記載すること。

#### (キ) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

- a 別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。
- b 搬入土砂等の区分は、建設省令第19号（平成3年10月25日付け）及び国土交通省通達「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け）によるものであること。

#### イ 添付書類関係

#### (7) 届出者の個人番号カード等の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

届出日前3月以内に発行したものに限り。

#### (イ) 小規模特定事業場の位置図

1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

#### (ウ) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

**(オ) 小規模特定事業場の実測平面図・縦断図・横断図**

- a 1/250～1/500程度で作成し、小規模特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。
- b 縦横断図は形状の変化が確認できるピッチ (20m程度) の縦横のものとする。
- c 保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していること。
- d 平面図、断面図に地盤高・計画高・のり面勾配を記入すること。

**(カ) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書**

届出日前3月以内に発行したものに限る。

**(キ) 小規模特定事業場の公図の写し**

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

**(ク) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書**

**(ケ) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置（様式第2号）**

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

**(コ) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面**

当該行為の許認可等の申請書の写し又は通知書とする。

**(ク) その他**

- a 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- b 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は確認のため、原本を持参すること。

## (2) 小規模特定事業（一時堆積事業）届（様式第3号）

### ア 届出書記載注意事項

#### (7) 小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可能）。

#### (イ) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。

#### (ウ) 現場管理責任者の氏名

施行規則第16条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

#### (エ) 小規模特定事業の施工期間

a 小規模特定事業を行う期間を記載すること。

b 小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等の許可証の写しを添付すること。

#### (オ) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

#### (カ) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

a 1/500程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

b 断面図には、各縦横断部において盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること。

なお、添付書類の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていれば、これに代えることができる。

### イ 添付書類関係

#### (7) 届出者の個人番号カード等の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

届出日前3月以内に発行したものに限る。

#### (イ) 小規模特定事業場の位置図

1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

#### (ウ) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

#### (オ) 小規模特定事業場の実測平面図・縦断図・横断図

a 1/250～1/500程度で作成し、小規模特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。

b 縦横断図は形状の変化が確認できるピッチ（20m程度）の縦横のものとする。

c 保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

#### (カ) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前3月以内に発行したものに限る。

**(キ) 小規模特定事業場の公図の写し**

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

**(ク) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置（様式第2号）**

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

**(ケ) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面**

当該行為の許認可等の通知書等とする。

**(コ) その他**

a 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

b 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は確認のため、原本を持参すること。

### (3) 小規模特定事業変更届（様式第5号）

#### ア 届出書記載注意事項

変更届を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

#### イ 添付書類関係

下記①～⑧のほか変更事項に応じた書類を添付すること。

##### (7) 小規模特定事業場の位置図

1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

##### (イ) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

##### (ウ) 小規模特定事業場の実測平面図・縦断図・横断図

a 1/250～1/500程度で作成し、小規模特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。

b 縦横断図は形状の変化が確認できるピッチ (20m程度) の縦横のものとする。

c 保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していること。

d 平面図、断面図に地盤高・計画高・のり面勾配を記入すること。

##### (エ) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前3月以内に発行したものに限る。

##### (オ) 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

##### (カ) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

##### (キ) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置（様式第2号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

##### (ク) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。

#### (4) 小規模特定事業軽微変更届（様式第6号）

##### ア 届出書記載注意事項

(7) 土砂条例第9条第2項に規定する軽微な変更の場合は、様式第6号を使用すること。

##### 【軽微な変更】

- a 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- b 小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の構造の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）
- c 採取場所
- d 搬入計画
- e 現場管理責任者の変更

(4) 変更届を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

##### イ 添付書類関係

変更の事由に応じて必要な書類を添付すること。

#### (5) 小規模特定事業承継届（様式第18号）

##### ア 届出書記載注意事項

承継しようとする小規模特定事業に係る事項について、その内容及び承継の理由を記載すること。

##### イ 添付書類関係

(7) 届出者の個人番号カード等の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）  
届出日前3月以内に発行したものに限り。

##### (4) 小規模特定事業場の位置図

1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

##### (5) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

##### (イ) 承継の事実を証する書面

(オ) 承継しようとする小規模特定事業に係る届出書の写し

## (6) 土砂等搬入届（様式第7号）

届出者が、記載内容等に不備が無いか確認し、提出すること。

書類内容、添付資料、採取内容に不備がある場合は搬入が認められません。

### ア 届出書記載注意事項

(7) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。

(イ) 同一採取場所の場合は、5,000m<sup>3</sup>ごとに1通作成すること。

(ウ) 土砂等の搬入予定量

同一採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000m<sup>3</sup>以下であること。

(エ) 搬入期間

小規模特定事業場に実際に搬入される期間を記載すること。

※当該工事の施工期間ではありません。

(オ) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

### イ 添付書類関係

(7) 土砂等発生元証明書（様式第8号）

a 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立等を行う業者となる（一時堆積特定事業場を経由する場合には、一時堆積特定事業者又は埋立業者を指す。）

b 当該工事に係る土砂等発生量

当該工事等施工現場から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から当該小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

c 今回の照明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（一度に最高5,000m<sup>3</sup>まで）が記載されていること。

d 発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から当該小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

(イ) 採取位置図及び土砂等発生元証明書対象区域が確認できる図面（平面図・断面図等に着色等）

a 敷地に対する搬出土砂範囲及び地質検査試料採取位置を平面図、断面図に表記すること。

b 5点混合による地質検体の採取位置は、できるだけ搬出土砂全体に配置すること。

c 搬入しようとする土砂と検体が違っている場合、搬入不可

(ウ) 採取状況等写真（採取前全方位、採取5点、試料集合）

(I) 検査試料採取調書（様式第9号）

- a 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。
- b 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない（施行規則第8条第4項）。
- c 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明業者が発行するものであること。

(ロ) 計量証明書（発行日より6ヵ月以内）

(カ) 売渡・譲渡証明書

※(ア)、(I)～(カ)は原本を確認するので、原本を持参すること。

ウ 国等が行う公共事業により排出された土砂等の安全基準への適合に係るものの添付を省略することができる場合

(ア) 当該公共事業の工事契約書等、当該工事を請け負っていることが明らかになる書類の写しを添付すること。

(イ) 当該公共事業の発生土量が分かる書類の写しを添付すること。

(7) 土砂等管理台帳（様式第10号）

小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

搬入開始日から6ヵ月ごとに当該6ヵ月を経過した日から2週間以内に提出すること。（完了時はその届出時）

届出書記載注意事項

ア 小規模特定事業に使用される土砂等の量

届出時に積算した特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

イ 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

(ア) 採取場所に係る工事等の名称を記載すること

(イ) 工事等に係るものではない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

## (8) 土砂等管理台帳（小規模一時堆積事業用）（様式第11号）

小規模一時堆積事業の土砂について、採取場所ごとに作成するものであること。  
搬入開始日から3ヵ月ごとに当該3ヵ月を経過した日から2週間以内に提出  
すること。

### 届出書記載注意事項

#### ア 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入・排出量

届出時に積算した年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

#### イ 特定事業場への搬出

(7) 搬出先の直下の欄へは、当該小規模一時堆積事業場から搬出する場所を記載すること。

(4) 搬出先に対応する各日付欄へは、一日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

## (9) 小規模特定事業状況報告書（様式第12号）

当該報告書には、土砂等管理台帳（様式第10号）の写しを添付すること。

搬入開始日から6ヵ月ごとに当該6ヵ月を経過した日から2週間以内に提出すること。

### 届出書記載注意事項

#### ア 小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

#### イ 小規模特定事業に使用される土砂等の量

報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。

#### ウ 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

## (10) 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第13号）

当該報告書には、土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第11号）の写しを添付  
すること。

搬入開始日から3ヵ月ごとに当該3ヵ月を経過した日から2週間以内に提出すること。

### 届出書記載注意事項

#### ア 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

#### イ 完了時の報告

前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0となっていること。

## (11) 小規模特定事業水質検査等報告書（様式第14号）

当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書を添付し、施行規則第12条第3項及び5項又は第13条第2項及び第4項に規定する時期に報告すること。

### 添付書類関係

#### ア 検査試料採取調書

#### イ 計量証明書

(7) 水質検査の場合（施行規則第12条第1項及び別表）

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号以下「昭和49年告示」という）に定める測定方法で行うこと。

水素イオン濃度及び浮遊物質量についても、昭和49年告示に定める測定方法で行うこと。

(イ) 地質検査の場合（施行規則第13条第1項第2号から第4号）

施行規則第13条第1項第2号から第4号に定める採取方法により検体を採取すること。

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号以下「昭和49年告示」という）に定める測定方法で行うこと。

(ウ) 計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(エ) 検査試料採取調書及び計量証明書は写しを添付する場合は、原本を確認するので、原本を持参すること。

## (12) 小規模特定事業完了届（様式第16号）

完了又は廃止（休止）した小規模特定事業区域の現況が分かる平面図、縦横断面図を添付すること。

## (13) 6ヵ月・3ヵ月ごとの水質・地質検査について

### ア 小規模特定事業

事業開始（初回の搬入開始日）から当該6月を経過する日より前2週間以内に市職員立会の下、検査試料の採取を行い、当該6月を経過した日から2週間以内に土砂等管理台帳・小規模特定事業状況報告書とともに報告すること。

### イ 小規模一時堆積事業

事業開始（初回の搬入開始日）から当該3月を経過する日より前2週間以内に市職員立会の下、検査試料の採取を行い、当該3月を経過した日から2週間以内に土砂等管理台帳・小規模特定事業状況報告書とともに報告すること。

参考①（現場責任者関係）

## 現場責任者選任書

鹿沼市長 宛

報告者

住所

氏名

電話番号

このことについて、市 字 番 ほか 筆の小規模特定事業に係る現場責任者として、下記の者を選任しました。

### 記

氏 名	
住 所	
生年月日	
所属会社名等	
所属会社における役職等	
連絡先 電話番号	
備 考	

添付書類：選任に係る契約関係書類

参考② 車両表示:例(A4程度の大きさ)

# 土砂等搬入車両

○搬入先(小規模特定事業区域)

100ポイント以上

鹿沼市上殿町695

60ポイント以上

○許可事業者

(株)クリーン土砂

許可番号 鹿沼市指令環〇〇第100-1号

○土砂等搬入事業者

30ポイント以上

(有)残土運送

60ポイント以上

## 車両表示等について

平成18年7月1日から、事業者は、土砂等を運搬する車両への表示及び土砂等の採取場所ごとの土砂等管理台帳を作成することになりました。

違反した場合、許可取り消しの対象となりますので御注意ください。

### 1 車両表示について

土砂等運搬車両への表示に当たっては、識別しやすい色の文字により、車両の識別しやすい場所

(運転席前面のダッシュボード周辺など)に表示してください。また、車両の側面に脱着式のマグネットシート(走行中に車体から容易に落ちないものに限る)による表示でも差し支えありません。

表示板の大きさはA4板程度、文字等の大きさは、日本産業規格Z8305の大きさと表記してください。

### 2 土砂等管理台帳

事業者は、搬入する土砂等について、採取場所ごとに土砂等管理台帳を作成し、一日ごとの搬入量や運搬手段、一時たい積場の場所等を把握してください。

また、定期的に、土砂等管理台帳の写しを添付して、小規模特定事業に使用された土砂等の量を市長に報告してください。

## 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例・施行規則対照表

条 例	規 則
<p>鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例                      平成11年8月11日 条例第24号                      令和7年3月18日 条例第6号</p>	<p>鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則                      平成11年8月30日 規則第25号                      令和7年3月31日 規則第27号                      28号</p>
<p>目次                      第1章 総則(第1条－第6条)                      第2章 特定事業に関する規則(第7条－第21条)                      第3章 雑則(第22条－第24条)                      第4章 罰則(第25条－第28条)</p>	
<p>第1章 総則                      (目的)                      第1条 この条例は、土砂等の埋立て等に関する規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>(趣旨)                      第1条 この規則は、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(平成11年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。)を行う行為をいう。                      (2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつ</p>	<p>(条例第2条第1号の規則で定める堆積)                      第2条 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。                      (1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条本文に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積                      (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積                      2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。                      (小規模特定事業により生活環境に著しい影響を受ける者)                      第3条 条例第2条第3号イの規則で定めるものは、小規模特定事業における土砂等の搬入に係る車両の通行によって生ずる騒音、振動、道路の破損等により、生活環境に著しい影響を受けるおそれのある当該小規模特定事業の搬入路の付近の住民等とする。</p>

<p>て、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。</p> <p>(3) 周辺住民等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 小規模特定事業を実施する区域の境界から100メートル以内の区域を活動区域を含む自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）</p> <p>イ 小規模特定事業により生活環境に著しい影響を受ける者であって、規則で定めるもの</p>	
<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p>	
<p>2 事業者は、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。</p>	
<p>3 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p>	
<p>4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。</p>	
<p>5 事業者は、暴力団員等（鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。次項において同じ。）又は密接関係者（同条例第6条に規定する密接関係者をいう。）であることを知りながら、これらの者に土砂等の埋立て等に関する業務を行わせてはならない。</p>	
<p>6 事業者は、土砂等の埋立て等に関して暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やか</p>	

<p>に、その旨を警察署その他の関係機関に通報しなければならない。</p>	
<p>(土地所有者の責務) 第4条 土地所有者は、土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供することのないように努めなければならない。</p>	
<p>(市の責務) 第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
<p>(土砂等の安全基準等) 第6条 市長は、土壌の汚染を防止するため、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）を規則で定めるものとする。 2 安全基準は、前項の土砂等について、人の健康の保護及び生活環境の保全を阻害する物質の含有量を定めるものとする。 3 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p>	<p>(安全基準) 第4条 条例第6条第1項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に定めるとおりとする。 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>
<p>第2章 小規模特定事業に関する規則 (周辺住民等への周知) 第7条 小規模特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、周辺住民等に対し、当該小規模特定事業の計画について規則で定める方法により周知するよう努めなければならない。</p>	<p>(周辺住民等への周知方法等) 第5条 条例第7条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。 (1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会 (2) 個別訪問による説明 (3) 小規模特定事業の計画内容等を記載した文書の配付 (4) 前3号に掲げる方法を組み合わせる方法 (5) その他市長が適当と認める方法</p>

(小規模特定事業の届出)

第8条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域(以下「小規模特定事業区域」という。)ごとに、当該小規模特定事業の計画を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行うもの
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行うもの
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行うもの
- (4) 土壤汚染対策法第5条第1項、第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行うもの
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行うもの
- (6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として行うもので規則で定めるもの

(小規模特定事業の届出)

第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、小規模特定事業届(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、市長に提出するものとする。

- (1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (2) 小規模特定事業の位置図及び付近の見取図
- (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (4) 小規模特定事業の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (6) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書(様式第2号)
- (7) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項の届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行うもの(以下「小規模一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、小規模特定事業(小規模一時堆積事業)届(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類
- (2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(公共的団体の範囲)

第7条 条例第8条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

	<p>構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p> <p>2 前項第7号の規定により市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(届出を要しない小規模特定事業)</p> <p>第8条 条例第8条第6号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 植樹の用に供する目的で行うもの</p> <p>(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行うもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行うもの</p>
<p>(変更の届出)</p> <p>第9条 前条の規定による届出(以下「届出」という。)をした者(以下「届出者」という。)は、届出に係る小規模特定事業の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第9条 条例第9条第1項に規定する届出をしようとする者は、小規模特定事業変更届(様式第5号)に第6条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務</p>

<p>2 届出者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>所の所在地)、小規模特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。)又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。</p> <p>3 条例第9条第2項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届(様式第6号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第10条 届出者は、届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であること及び当該土砂等が安全基準に適合していることを確認するために必要な書面を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該書面のうち安全基準への適合に係るものの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による届出は、搬入しようとする土砂等の量が5,000立方メートルに達するごとに、土砂等搬入届(様式第7号)に次に掲げる書面を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 搬入しようとする土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第8号)</p> <p>(2) 搬入しようとする土砂等の地質分析に係る次に掲げる書面</p> <p>ア 試料を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>イ 検査資料採取調書(様式第9号)</p> <p>ウ 計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第2号の地質分析は、別表に掲げる項目ごとに、同表に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。</p>

<p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第 11 条 届出者は、届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>2 届出者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の土砂等管理台帳（以下「土砂等管理台帳」という。）の写しを添付して、届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂等管理台帳等)</p> <p>第 11 条 条例第 11 条第 1 項の土砂等管理台帳は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>(1) 小規模一時堆積事業に該当しないもの土砂等管理台帳（様式第 10 号）</p> <p>(2) 小規模一時堆積事業に該当するもの土砂等管理台帳（小規模一時堆積事業用）（様式第 11 号）</p> <p>2 条例第 11 条第 2 項の規定による報告（小規模一時堆積事業に係るものを除く。）は、小規模特定事業を開始した日から 6 月ごとに、小規模特定事業状況報告書（様式第 12 号）を提出して行わなければならない。この場合において、当該報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小規模特定事業を継続している場合にあつては、それぞれ当該 6 月を経過した日から 14 日を経過した日</p> <p>(2) 小規模特定事業を完了し、又は廃止した場合にあつては、それぞれ条例第 16 条第 1 項の規定による届出をするとき</p> <p>3 条例第 11 条第 2 項の規定による報告（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）は、小規模一時堆積事業を開始した日から 3 月ごとに、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第 13 号）を提出して行わなければならない。この場合において、当該報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小規模一時堆積事業を継続している場合にあつては、それぞれ当該 3 月を経過した日から 14 日を経過した日</p> <p>(2) 小規模一時堆積事業を完了し、又は廃止した場合にあつては、それぞれ条例第 16 条第 1 項の規定による届出をするとき</p>
<p>(水質検査等)</p> <p>第 12 条 届出者は、届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査（以下「水質検査等」という。）を行わなければならない。ただし、市長が水質検査等を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第 12 条 条例第 12 条第 1 項の水質検査は、小規模特定事業を開始した日から 6 月（小規模一時堆積事業にあつては、3 月）を経過する日（次項及び第 3 項において「基準日」という。）ごとに、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年告示」という。）に定める方法により行わなければならない。</p>

- 2 届出者は、水質検査等を行ったときは、規則に定めるところにより、当該水質検査等の結果を市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、届出者は、届出に係る小規模特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の水質検査において試料とする排水の採取は、それぞれ基準日の14日前までにしなければならない。
  - 3 条例第12条第2項の規定による水質検査の報告は、それぞれの基準日の14日前までに、小規模特定事業水質検査等報告書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
    - (1) 水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
    - (2) 前号の排水についての検査資料採取調書及び計量証明書
  - 4 条例第16条第2項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、昭和49年告示に定める方法により行わなければならない。
  - 5 条例第16条第2項の規定による水質検査の報告は、試料を採取した日から2週間以内に、小規模特定事業水質検査等報告書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
    - (1) 水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
    - (2) 前号の排水についての検査資料採取調書及び計量証明書(地質検査)
- 第13条 条例第12条第1項の地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月（小規模一時堆積事業にあっては、3月）を経過する日（第1号及び次項において「基準日」という。）ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。
- (1) 前項の地質検査において試料とする土砂等の採取（第1号及び第2号において「試料採取」という。）は、それぞれ基準日の14日前までにしなければならない。
  - (2) 試料採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
  - (3) 試料採取における土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、試料とし

	<p>て採取した全ての土砂等を混合し、1 試料とすること。</p> <p>(4) 前号の規定により作成された試料について、別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2 条例第 12 条第 2 項の規定による地質検査の報告は、それぞれ基準日の 14 日前までに、小規模特定事業水質検査等報告書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 地質検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 前号の土砂等についての検査資料採取調書及び計量証明書</p> <p>3 条例第 16 条第 2 項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に第 1 項各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>4 前項の地質検査の報告は、試料採取を行った日から 2 週間以内に小規模特定事業水質検査等報告書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 試料採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 試料採取における土砂等の検査資料採取調書及び計量証明書 (安全基準に適合しない土砂等に係る報告)</p> <p>第 14 条 条例第 12 条第 3 項の規定による報告は、安全基準に適合しない土砂等があることを確認した日から 3 日以内に、土壌汚染報告書（様式第 15 号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 当該検査に使用した試料を採取した地点の位置図</p> <p>(2) 試料採取時の現場写真</p> <p>(3) 採取した試料の検査試料採取調書</p> <p>(4) 計量証明書</p>
<p>(関係書類の縦覧)</p> <p>第 13 条 届出者は、届出に係る小規模特定事業について、この条例の規定により市長に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳を規則で定めるところにより、周辺住民等の縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により縦覧に供された書類の写しを規則で定めるところにより、一般の縦覧に供することができるものとする。</p>	<p>(関係書類の縦覧)</p> <p>第 15 条 条例第 13 条第 1 項の規定による縦覧は、届出に係る小規模特定事業を管理する事務所において、当該小規模特定事業が実施されている間、行わなければならない。</p> <p>2 条例第 13 条第 2 項の規定による縦覧は、条例に基づく事務を所管する事務室において、当該縦覧に係る文書の保存期間が満了するまでの間、市民及び事業者並びに小規模特定事業区域に含まれる土地の所有者、占有者その他利害関係人等を対象として行うものとする。</p>

<p>(標識の掲示等)</p> <p>第14条 届出者は、届出に係る小規模特定事業場(小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設をいう。)の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を掲げなければならない。</p> <p>2 届出者は、届出に係る小規模特定事業区域と小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p>	<p>(標識の掲示)</p> <p>第16条 条例第14条第1項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第16号)により行わなければならない。</p>
<p>(土砂等の搬入車両への表示)</p> <p>第15条 届出者は、車両を使用し、届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。</p>	<p>(車両への表示)</p> <p>第17条 条例第15条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するとともに、次の各号に掲げる表示事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で行わなければならない。</p> <p>(1) 小規模特定事業における土砂等の搬入の用に供する車両である旨 日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字で表示する方法</p> <p>(2) 日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字及び数字で表示する方法</p> <p>ア 小規模特定事業の所在地</p> <p>イ 小規模特定事業に係る届出者の氏名(法人にあっては、名称)</p> <p>ウ 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名(法人にあっては、名称)</p>
<p>(小規模特定事業の完了等)</p> <p>第16条 届出者は、届出に係る小規模特定事業を完了したとき(廃止したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 届出者は、前項の規定による届出において、規則で定めるところにより水質検査等を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が水質検査等を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(小規模特定事業の完了の届出等)</p> <p>第18条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定事業を完了し、又は廃止した日から15日以内に、小規模特定事業完了届(様式第17号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例16条第2項の水質検査等は、市長の指定する職員の立会の上、それぞれ市長が指定する期日に試料を採取し、水質検査にあっては第12条第1項、地質検査にあっては第13条第1項第2号から第4号までに定める方法で行わなければならない。</p>
<p>(小規模特定事業の承継)</p> <p>第17条 届出がされた小規模特定事業について、事業の譲渡、相続等により届出者として</p>	<p>(承継の届出)</p> <p>第19条 条例第17条の規定による届出者としての地位の承継に係る届出は、当該承継から4週</p>

<p>の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>間以内に、小規模特定事業承継届（様式第18号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 地位を承継する者に係る住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書）</p> <p>(2) 承継の事実を証する書類</p> <p>(3) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取り図</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(措置命令)</p> <p>第18条 市長は、土砂等の埋立て等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を周辺住民等に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による命令（同項の規定による情報の提供に係るものを除く。）を次に掲げる者に対してもすることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。）</p> <p>(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするのを助けた者</p>	
<p>(公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨、その命令の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた</p>	<p>(公表事項)</p> <p>第20条 条例第19条の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 命令に従わなかった者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所</p> <p>(2) 小規模特定事業区域に含まれる土地の地番</p> <p>(3) 小規模特定事業区域の面積</p>

<p>者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(4) 命令の理由  (5) 命令に従わないことによる生活環境への影響  (6) 前各号に掲げるもののほか、公表の目的を達するために必要な事項として市長が認めるもの</p>
<p>(関係書類等の保存)  第20条 届出者は、届出に係る小規模特定事業について第16条第1項の規定による完了の届出をした日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p>	
<p>(現場管理責任者の義務等)  第21条 届出に係る小規模特定事業を管理する者(次項において「現場管理責任者」という。)は、小規模特定事業に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。  2 前項の小規模特定事業に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。</p>	<p>(現場管理責任者の職務)  第21条 条例第21条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。  (1) 小規模特定事業場に搬入される土砂等が、条例第10条の規定による届出の内容と合致することを確認し、その旨を土砂等管理台帳等に記録すること。  (2) 小規模特定事業により土壌の汚染が発生した場合において、当該汚染について原因を調査するとともに、必要な対策を講じること。  (3) 周辺住民等、利害関係者等からの苦情又は要望に対し、生活環境の保全に必要な範囲において対策を講じるよう努めること。</p>
<p>第3章 雑則  (立入検査等)  第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(第18条第2項に掲げる者を含む。)に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。  3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(身分を示す証明書)  第22条 条例第22条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第19号)とする。</p>

<p>(他の地方公共団体との連携等)</p> <p>第23条 市長は、本市における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び本市から排出される土砂等による土壌の汚染を効果的に防止するため、他の地方公共団体と相互に連携して施策を実施するものとする。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に必要な限度において、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は提供を求めることができるものとする。</p>	
<p>(規則への委任)</p> <p>第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>第4章 罰則 (罰則)</p> <p>第25条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第10条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第11条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(4) 第11条第2項又は第12条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5) 第12条第1項の規定による検査を行わず、又は同条第2項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者</p> <p>(6) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(7) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規</p>	

定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項又は第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条の規定に違反した者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(書類等の提出)

第23条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

別表(第12条第1項及び第4項又は第13条第1項第4号関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び規格38の備考11を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表 3 及び昭和49年告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表 4 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法

トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試験溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁

		物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211「土懸濁液のpH試験方法」 <u>※令和5年10月1日以降に申請し、令和7年3月31日までに許可を得た特定事業場に搬入する場合のみ</u>

#### 備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（表）

## 小規模特定事業届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測） $m^2$ うち小規模特定事業区域の面積 （実測） $m^2$
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 $m^3$	
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画 ・・・別紙のとおり		

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</li><li>4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>5 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</li><li>6 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書</li><li>7 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>8 その他</li></ol>
------------------	--

(別紙)

小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬 入 計 画 等					
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬入土砂等の区分	備 考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
合 計			～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。



様式第 2 号の 2(第 4 条関係)

特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬 入 計 画 等					
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬入土砂等の区分	備 考
申請時の土砂等の量	m <sup>3</sup>		～	～		
届出残の土砂等の量	m <sup>3</sup>		～	～		
今回変更届行は赤書き	変更届の量 m <sup>3</sup>		～	～		2 回目以降は 記載済み
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
届 出 合 計	m <sup>3</sup>		～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、規則別表第 2 第 3 項の表土砂等の区分に基づき「第 1 種建設発生土(又は第 1 種建設発生土に準ずるもの)」、「第 2 種建設発生土(又は第 2 種建設発生土に準ずるもの)」、「第 3 種建設発生土(又は第 3 種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。

\*2 枚以上にわたる場合は、表の最後に届け出の合計土量を記入 \*前回と数量が変わる部分は赤書

様式第 2 号の 2(第 4 条関係)

特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

記載例

採取場所・発生元事業者名	搬 入 計 画 等					
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬入土砂等の区分	備 考
申請時の土砂等の量	12,302 m <sup>3</sup>		～	～		
届出残の土砂等の量	9,669 m <sup>3</sup>		～	～		
〇〇市〇〇町 △△工事	800 m <sup>3</sup>	〇〇 m <sup>3</sup>	〇〇〇 ～〇〇	〇〇 ～〇〇	〇〇〇〇	届出済み
■ ■市〇〇町 ××工事	633 m <sup>3</sup>	〇〇 m <sup>3</sup>	〇〇〇 ～〇〇	〇〇 ～〇〇	〇〇〇〇	届出済み
〇〇市××町 ■ ■工事	1,200 m <sup>3</sup>	150 m <sup>3</sup>	R4.4.20～R4.6.30	8:30～16:00	第 3 種建設発生土	今回届出
			～	～		
			～	～		
届 出 合 計	2,633 m <sup>3</sup>		～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、規則別表第 2 第 3 項の表土砂等の区分に基づき「第 1 種建設発生土(又は第 1 種建設発生土に準ずるもの)」、「第 2 種建設発生土(又は第 2 種建設発生土に準ずるもの)」、「第 3 種建設発生土(又は第 3 種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。

\*2 枚以上にわたる場合は、表の最後に届け出の合計土量を記入 \*前回提出時と数量が変わる部分は赤書

様式第2号（第6条関係）

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

項 目	内 容
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 その他	

備考

- 1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。
- 2 騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。
- 3 交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

（表）

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測) m <sup>2</sup> うち小規模特定事業区域の面積 (実測) m <sup>2</sup>	
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり			
小規模特定事業の目的			
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)		
現場管理責任者の氏名			
小規模特定事業に使用される年間の土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	m <sup>3</sup>	1日平均 m <sup>3</sup>
	年間の搬出予定量	m <sup>3</sup>	1日平均 m <sup>3</sup>
小規模特定事業の期間	年 月 日～	年 月 日	
小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり			

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>4 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書</li><li>5 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>6 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）</li><li>7 その他</li></ol>
------------------	--

## 公共的団体認定申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

主たる事務所の所在地  
申請者 名称及び代表者の氏名  
電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款又は寄附行為

(2) 登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

（表）

## 小規模特定事業変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>2 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る、一時堆積事業にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）</li><li>3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>4 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</li><li>5 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書</li><li>6 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>7 その他</li></ol>
------------------	--

## 小規模特定事業軽微変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したので、鹿沼市土砂等の埋立等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。

## 土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付で届け出た小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり	
土砂等の採取場所の工事名等	
地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・別添のとおり	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土 砂 等 の 搬 入 予 定 量	m <sup>3</sup> うち今回の搬入量 m <sup>3</sup>
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
土 砂 等 の 運 搬 事 業 者 名	
小規模特定事業場の所在地	

## 土砂等発生元証明書

年 月 日  
 \_\_\_\_\_ 様

住 所

発生元事業者 事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m <sup>3</sup> （うち処分契約量 m <sup>3</sup> ）
今回の証明に係る土砂等の量	m <sup>3</sup> （5,000 m <sup>3</sup> 以内）
発 生 土 砂 等 の 計 量 証 明 書 の 有 無	
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等運搬契約者 ※下請け事業者も含めて 全て記載すること。	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等最終処分事業者 ※一時堆積事業者も含めて 全て記載すること。	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

## 検査試料採取調書

年 月 日

住 所

採取者 所 属

職 氏 名

印

電話番号

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・完了） 水質（定期・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

土砂等管理台帳(年月分)

小規模特定事業届出者名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業に使用される土砂等の量 (小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量) (m <sup>3</sup> )	現場管理責任者氏名
	年月日 (年月日～年月日)	(m <sup>2</sup> )		

土砂等の採取場所 (一時堆積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	土砂等の採取場所に係る工事等の内容	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日付	土砂等の1日当たりの搬入量(m <sup>3</sup> )	備考
前月までの累計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累計		

備考

- この土砂等管理台帳(搬入用)は、採取場所ごとに作成すること。
- 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

様式第11号(第11条関係)

土砂等管理台帳(小規模一時堆積事業用)(年月分)

小規模特定事業届出者名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬出予定量(m <sup>3</sup> )	現場管理責任者氏名
	年月日 (年月日～年月日)	(m <sup>2</sup> )	搬出	

日付	搬出先・土砂等の1日当たりの搬出量(m <sup>3</sup> )				備考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計					

備考 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

## 小規模特定事業状況報告書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第11条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日				
小規模特定事業区域の面積	m <sup>2</sup> （うち実施済面積 m <sup>2</sup> ）				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	m <sup>3</sup> （うち実施済量 m <sup>3</sup> ）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 m <sup>3</sup>	前回累計量 m <sup>3</sup>	今回報告量 m <sup>3</sup>	累計量 m <sup>3</sup>	備考
合計					



## 小規模特定事業水質検査等報告書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第12条第2項（第16条第2項）の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
排水及び土砂等の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

## 土 壌 汚 染 報 告 書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所  
報告者 氏 名  
電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

小規模特定事業区域内の土壌中に安全基準に適合しない土砂があることを確認したので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり報告します。

小規模特定事業場の位置	
基準を超過した物質及び数値	物質名： 数値：
基準超過を確認した経緯	
特 記 事 項	

### 添付書類

- ① 当該検査に使用した試料を採取した地点の位置図
- ② 採取時の現場写真
- ③ 採取した試料の検査試料採取調書
- ④ 計量証明書

様式第16号(第16条関係)

120cm以上	
土砂等の埋立て等に関する標識	
小規模特定事業の届出	年 月 日
小規模特定事業の目的	
小規模特定事業場の所在地	
小規模特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地
	電話番号
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日
小規模特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>
小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量 (一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)	小規模特定事業場の見取図
現場管理責任者の氏名	
50cm以上	

90  
cm  
以上

## 小規模特定事業完了届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

小規模特定事業が完了したので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	完了期日 年 月 日

(表)

## 小規模特定事業承継届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

届出者 氏 名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の届出年月日及び小規模特定事業場の位置	届出日 年 月 日 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
承 継 元 の 住 所 及 び 氏 名	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
現 場 管 理 責 任 者 の 氏 名	
承 継 の 理 由	
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地位を承継する者に係る住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあつては、登記事項証明書）</li> <li>2 承継の事実を証する書類</li> <li>3 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li> <li>4 その他</li> </ol>

## 参考 別紙中「搬入土砂等の区分」について

- ・別紙中「搬入土砂等の区分」欄は、下記条文を参考に区分すること。

### 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者（以下「元請建設工事事業者等」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第8条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

<p>第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）</p>	<p>工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料</p>
<p>第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料</p>
<p>第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料</p>
<p>第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）</p>	<p>水面埋立て用材料</p>

以下略

国官技第112号  
国官総第309号  
国営計第59号  
平成18年8月10日

大臣官房官庁営繕部計画課長  
都市・地域整備局都市計画課長  
河川局河川計画課長  
道路局国道・防災課長  
港湾局建設課長  
航空局飛行場部建設課長  
海上保安庁総務部主計管理官  
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長  
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長  
沖縄総合事務局開発建設部長  
各地方航空局次長  
各地方航空交通管制部次長等  
国土技術政策総合研究所企画部長  
国土地理院企画部長  
国土交通大学学校総務部長  
航空保安大学学校校長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

### 発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成16年3月31日付国官技第341号、国官総第66号）は廃止する。

## 発生土利用基準について

### 1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

### 2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

### 3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

### 4. 土質区分基準

#### (1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

#### (2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

### 5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

### 6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) <sup>*1)</sup>	細区分 <sup>*2), 3), 4)</sup>	コーン 指数 q <sub>c</sub> <sup>*5)</sup> (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類 <sup>*6), 7)</sup>		備考 <sup>*6)</sup>	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w <sub>n</sub> (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。  *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 <sup>*8)</sup>		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
粘土 <sup>*1), *9)</sup>	泥土 a	200 未満	有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
			砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
泥土 c	有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上			
	高有機質土	高有機質土 {Pt}	-			

- \* 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- \* 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- \* 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- \* 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- \* 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- \* 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- \* 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- \* 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- \* 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)  
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)  
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* <sup>1)</sup>	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* <sup>2)</sup>	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

\* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

\* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準（1）

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土  〔砂礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土  〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土  〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土  〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
粘土	粘土 a	△		○		△		△		○	
	粘土 b	△		△		△		△		△	
	粘土 c	×		×		×		×		△	

〔評価〕

- ◎：そのままで使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。  
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。  
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。  
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

〔備考〕

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準 (2)

適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土	第1種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土	第2a種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
		◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土	第3a種 改良土	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
		◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
		◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第4種 建設発生土	第4b種 改良土	○		○		○		○	
		○		○		○		○	
		○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準 (3)

適用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 <sup>※2</sup>	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕 第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕 第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕 第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕 第4b種	△		○		◎	
	第4種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土a	△		○		○	
	泥土b	△		△		○	
	泥土c	×		×		△	

## 参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

\*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm <sup>3</sup>
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0.15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm <sup>2</sup> 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm <sup>2</sup> で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

## 鹿沼土等を園芸用土として製品化（袋詰め）する際に発生する粉末状の鹿沼土等について

鹿沼土等の園芸用土は、主に鹿沼市の東部の台地の深さ1.5メートルから8メートルの地下に層状にたい積している鹿沼軽石層及びローム層を採取し、自然乾燥及び火力乾燥により水分を調整しその後粒径を調整し袋詰めを行ない製品として販売されるものをいう。一般的に鹿沼軽石層土は鹿沼土として、またローム層土は赤玉土として販売されている。

この袋詰めを行う際に篩を通して粒径を調整するため、原料の30%程度の粉末状の鹿沼土等が、篩下に連続的に落下することになる。

粉末状の鹿沼土等は、製品としては利用されず採掘跡地に埋め戻しをされている現況にある。

また、鹿沼土等は園芸用に利用しているため安全基準に適合するものと推測できる。

よって、条例第10条第1項第3号の「前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。」を適用し、搬入時の地質検査を省略して小規模特定事業区域内に搬入をできるものとする。

### 条例第10条第1項第3号の「前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。」の運用基準について

1 次の土砂等については、安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定める検査試料採取調書及び地質分析結果証明書の添付を省略できるものとする。

鹿沼土等を園芸用土として製品化（袋詰め）する際に発生する粉末状の鹿沼土等

2 小規模特定事業届（様式第1号）及び小規模特定事業（一時堆積事業）届（様式第3号）に発生場所の位置図及び写真を添付すること。

3 発生場所の現地調査を申請時の現地調査と同時に行うこと。

4 土砂等を小規模特定事業区域に搬入する場合は、土砂等搬入届に次の書類を添付すること。

鹿沼土等の不用土砂等発生元証明書

5 条例12条に規定する水質検査等は、条例のとおり運用する。

6 その他

鹿沼市外に搬出する場合はこの運用基準は該当しない。

# 鹿沼土等の不用土砂等発生元証明書

年 月 日

様

住 所  
 (主たる事務所の所在地)  
 発生元事業者 氏 名  
 (名称及び代表者の氏名)  
 電話番号  
印

特定事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、鹿沼土等を製品化する際に発生する不用土砂等であることに相違ありません。

なお、この土砂等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

発生場所の名称	
発生場所所在地	
1日当たりの発生量	平均 $m^3$ / 日
特定事業場の所在地	
今回の証明に係る土砂等の量	$m^3$ (5,000 $m^3$ 以内)
土砂等の区分	第3種
土砂等運搬契約者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
土砂等最終処分事業者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

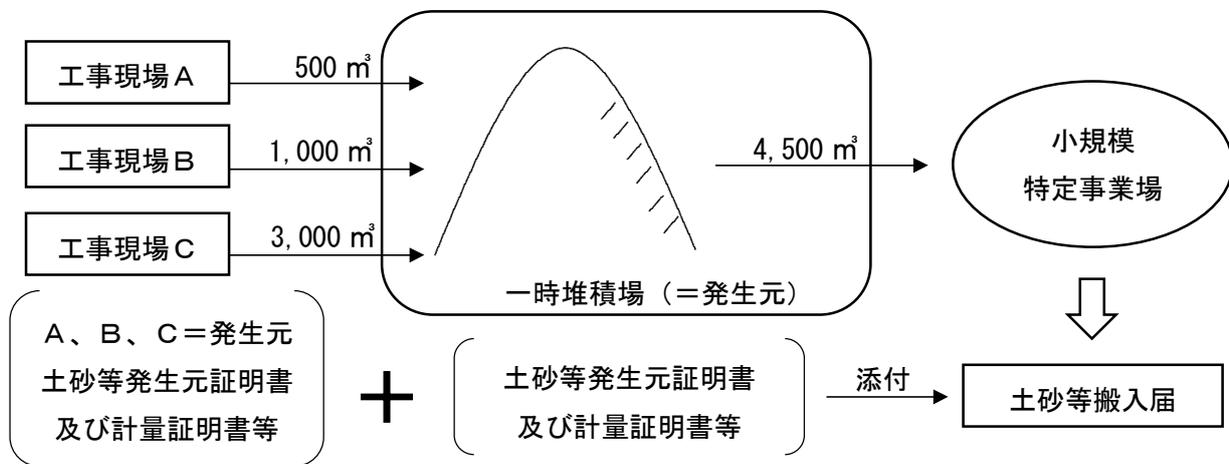
## 一時堆積場から小規模特定事業場への土砂等の搬入について

小規模特定事業区域に土砂等を搬入する場合、土砂条例第 10 条に基づき土砂等搬入届を提出する必要があります。添付書類として土砂等発生元証明書及び計量証明書等を求めています。

一時堆積場から小規模特定事業場へ土砂等を搬入する場合は、おおもとの工事等を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等並びに当該一時堆積場を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付することとなります。

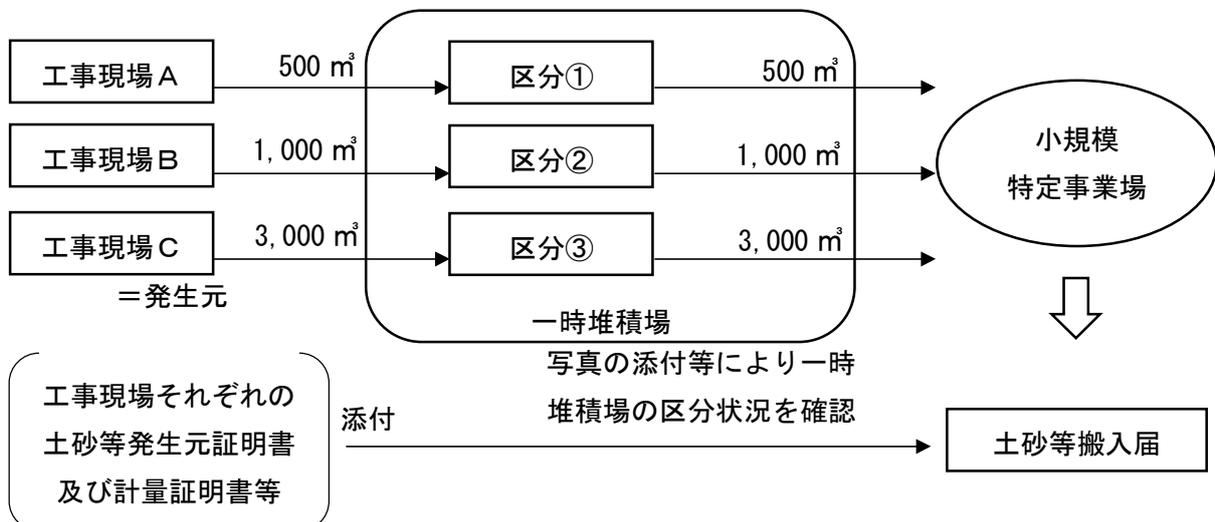
区分堆積がなされているなどしておおもとの工事等から搬出された土砂等が区別できている場合には、当該おおもとの工事等を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付することができます。

### 【例①】一時堆積場（区分堆積なし）※から搬入する場合



※資源有効利用促進法においては、建設発生土の最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられております。搬出先を追えるようストックヤード（一時堆積場）において区分管理が必要とされているところ、ストックヤード運営事業者登録制度に基づく登録ストックヤードでは、工事現場ごとの区分管理が不要とされています。

### 【例②】一時堆積場（区分堆積あり）から搬入する場合



鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例に関する  
お問い合わせ窓口

鹿沼市 環境部 環境課 環境保全係

〒322-0045

鹿沼市上殿町695-7 環境クリーンセンター内

電話 0289-65-1064

ファックス 0289-65-5766